

こどもみらい
住宅支援事業

交付申請等マニュアル(交付申請編)

補助事業：B 新築分譲住宅の購入

2022年4月28日版

こどもみらい住宅支援事業事務局



ホームページ

<https://kodomo-mirai.mlit.go.jp/>



お問い合わせ窓口 (IP電話等からのお問い合わせ先)

0570-033-522 042-204-0994

※通話料がかかります

受付時間

9:00～17:00

(土・日・祝含む)

第1章

事業の概要

3

1-1	目的・趣旨	4
1-2	事業名称	4
1-3	補助対象事業と対象者	4
1-4	こどもみらい住宅事業者の登録	4
1-5	こどもみらい住宅事業者の要件	5
1-6	対象となる新築住宅及びリフォーム	5
1-7	補助額	7
1-8	補助金の交付と還元	7
1-9	事業スケジュール	7
1-10	補助の対象外	8
1-11	補助金の併用	8
1-12	事業予算	9

(注) 第1章は各申請タイプで共通の内容となっています。

第2章

補助対象の詳細

10

2-1	事業イメージ	11
2-2	対象となる方	12
2-3	対象となる新築住宅・補助額	13
2-4	補助対象期間	17
2-5	その他	18

第3章

申請方法

19

3-1	補助事業ポータルについて	21
3-2	アカウントについて	21
3-3	共同事業実施規約の締結	22
3-4	交付申請の予約 ※任意※	23
3-5	一定以上の出来高の工事完了	24
3-6	交付申請	25
3-7	交付決定	26
3-8	補助金の確定・交付	26
3-9	完了報告	27
3-10	書類の保管	27

第4章

添付書類の詳細

28

第5章

更新履歴

39

第1章

事業の概要

(注) 第1章は各申請タイプで共通の内容となっています。

1-1 目的・趣旨

こどもみらい住宅支援事業は、子育て支援及び2050年カーボンニュートラルの実現の観点から、子育て世帯や若者夫婦世帯による高い省エネ性能を有する新築住宅の取得や住宅の省エネ改修等に対して補助することにより、子育て世帯や若者夫婦世帯の住宅取得に伴う負担軽減を図るとともに、省エネ性能を有する住宅ストックの形成を図る事業です。

1-2 事業名称

こどもみらい住宅支援事業

1-3 補助対象事業と対象者

本事業の補助対象となる事業(以下、「補助事業」という。)は下表の(A)から(D)です。
それぞれの補助金の申請は、補助の対象者(以下、「補助対象者」という。)と住宅事業者が共同で行い、住宅事業者が、代表して交付申請等の手続きを行います。

補助事業	締結する契約	補助対象者	住宅事業者
(A)注文住宅の新築	工事請負契約	建築主	建築事業者
(B)新築分譲住宅の購入	不動産売買契約	購入者	販売事業者*1
(C)リフォーム(戸別)	工事請負契約	工事発注者	施工業者
(D)リフォーム(一括)			

(A)注文住宅の新築及び(B)新築分譲住宅の購入については、「子育て世帯」又は「若者夫婦世帯」が取得する場合に限り、以下の要件を満たす子や配偶者も共同で申請を行います。

- ・「子育て世帯*2」：申請時点において、平成15(2003)年4月2日以降に出生した子を有する世帯
- ・「若者夫婦世帯*2」：申請時点において夫婦であり、夫婦のいずれかが昭和56(1981)年4月2日以降の出生である世帯

(C)(D)リフォームの対象者には世帯の制限はありません。
また、上記の世帯が行う(C)のリフォーム工事については、補助上限の引き上げを受けられる場合があります。

1-4 こどもみらい住宅事業者の登録

「こどもみらい住宅事業者」(以下、「住宅事業者」という。)とは、補助対象者に代わり交付申請の手続きを代行し、交付を受けた本補助金を補助対象者に還元する者として、予め本事業に登録した事業者です。
登録は本事業のホームページから行い、登録にあたっては「こどもみらい住宅事業者登録規約」に同意を行います。

なお、こどもみらい住宅事業者の登録が、国や事務局が優良な事業者として認定するものではありません。優良誤認の可能性がある広報活動を行うことはできません。

*1 住宅の販売事業者に代わり購入者と不動産売買契約を締結し、購入代金の振込先である販売代理事業者を含みます。
ただし、いずれの場合も宅地建物取引業者であることが必要です。

*2 本事業における「世帯」とは、同居し生活を共にしている家族や親族等の集まりをいいます。
同居については、原則として住民票(の写し)に記載されている「住所」で確認を行います。

1-5 こどもみらい住宅事業者の要件

「こどもみらい住宅事業者」の登録は、以下のすべてを満たす法人又は個人事業主が対象です。

法人、個人事業主	法人・団体は、日本国内に法人格を有すること 個人は、日本国内に住民登録を行う個人であること（国籍は不問）
許認可	本補助金の取り扱いに関連する法令に従い、必要な許認可を受けていること なお、(B)新築分譲住宅の購入は、宅地建物取引業者に限る
振込口座	本補助金の受取口座が、日本国内に支店を有する金融機関の口座であること
言語	日本語を用いて事務局との連絡、交付申請等の提出書類の作成ができること
規約類の遵守	本事業の交付規程、登録規約、その他事務局がマニュアル等に定める事項を遵守して事業を行うこと

1-6 対象となる新築住宅及びリフォーム

本事業の補助対象は、下表のとおりです。
詳しい基準については、本事業のホームページ等で確認できます。

《新築住宅の対象要件》

補助事業	対象要件		
(A) 注文住宅の新築 (B) 新築分譲住宅の購入	以下の①～⑥を満たす住宅		
	①所有者(建築主/購入者)自らが居住する	「居住」は、住民票における住所(居住地等)で確認	
	②土砂災害防止法に基づく、土砂災害特別警戒区域外に立地する	「土砂災害防止法」とは、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)	
	③未完成又は完成から1年以内であり、人の居住の用に供したことのないもの*1	「完成」は、検査済証の発出日で確認。(B)の場合、売買契約時点で1年以内であること	
	④住戸の床面積が50㎡以上である	「床面積」とは、壁その他の区画の中心線で囲まれた部分の水平投影面積により算定 なお、吹き抜け、バルコニー及びメーターボックスは除き、階段下のトイレ及び収納等の面積を含める	
	⑤証明書等により、右のいずれかに該当することが確認できる	ZEH住宅	強化外皮基準に適合し、再生可能エネルギー等を除き、基準一次エネルギー消費量から20%以上の一次エネルギー消費量が削減される性能を有する住宅
		高い省エネ性能等を有する住宅	・認定長期優良住宅 ・認定低炭素住宅 ・性能向上計画認定住宅
		一定の省エネ性能を有する住宅*6	品確法*2に基づく日本住宅性能表示基準(平成13年国土交通省告示第1346号)で定める断熱等性能等級4かつ一次エネルギー消費量等級4の性能を有する住宅 ※建築物省エネ法*3に基づく省エネ基準への適合を本事業の要件とするため、品確法で定める断熱等性能等級4の基準のうち、結露の発生を防止する対策に関する基準を満たさない住宅も対象
	⑥交付申請時、一定以上の出来高の工事完了が確認できる		基礎工事(杭基礎の場合は杭工事)の完了、もしくは省エネ性能等に応じた住戸あたりの補助額*4に総戸数*5を乗じた金額以上の出来高の工事完了で確認 建築士による証明書が必要

*1 品確法第2条2項で定める新築住宅。

*2 「品確法」とは、住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)です。

*3 「建築物省エネ法」とは、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)です。

*4 ⑤の住宅の省エネ性能等に応じた補助額です。共同住宅等で住戸ごとに住宅の性能等が異なる場合、最も高い補助額とします。

*5 戸建は、1住戸です。共同住宅等は、補助金の申請予定、省エネ性能等、床面積によらずすべての住戸です。

*6 2022年6月30日までに工事請負契約又は不動産売買契約を締結したものに限る。

《リフォームの対象要件》

(C)リフォーム(戸別)
(D)リフォーム(一括)

補助事業	対象要件				
	以下の①～⑧に該当するリフォーム工事等 ただし、④～⑧については、①～③のいずれかと同時に行う場合のみ補助の対象 また、申請する補助額の合計が5万円以上のものに限る				
	①開口部の断熱改修	ガラス交換	開口部に対する補助対象製品を設置・交換する工事 ※補助対象製品は本事業のホームページで確認できます。		
		内窓設置			
		外窓交換			
		ドア交換			
	②外壁、屋根・天井又は床の断熱改修		部位ごとに、対象製品である断熱材を一定量以上使用する断熱改修工事 ※補助対象製品は本事業のホームページで確認できます。		
	③エコ住宅設備の設置	太陽熱利用システム	1箇所／1住戸	補助対象製品を設置・交換する工事 ※補助対象製品は本事業のホームページで確認できます。	
		高断熱浴槽			
		高効率給湯機			
		節水型トイレ			
		節湯水栓			
	④子育て対応改修	家事負担軽減に資する設備の設置	ビルトイン食器洗機	1箇所／1住戸*	補助対象製品を設置・交換する工事 ※補助対象製品は本事業のホームページで確認できます。
掃除しやすいレンジフード					
ビルトイン自動調理対応コンロ					
浴室乾燥機					
宅配ボックス					
防犯性の向上に資する開口部の改修		外窓交換		開口部に対する補助対象製品を設置・交換する工事 ※補助対象製品は本事業のホームページで確認できます。	
		ドア交換			
生活騒音への配慮に資する開口部の改修	ガラス交換		開口部に対する補助対象製品を設置・交換する工事 ※補助対象製品は本事業のホームページで確認できます。		
	内窓設置				
	外窓交換				
	ドア交換				
キッチンセットの交換を伴う対面化改修		1箇所／1住戸	基準を満たさないキッチンセットを、基準を満たすキッチンセットに交換する対面化改修工事 ※基準は本事業のホームページで確認できます。		
⑤耐震改修		旧耐震基準により建築された住宅について、現行の耐震基準に適合させる工事			
⑥バリアフリー改修	手すりの設置	1箇所／1住戸	便所、浴室、脱衣室、その他の居室及び玄関並びにこれらを結ぶ経路のうち、いずれか1箇所以上に1本以上の手すりを取り付ける工事		
	段差解消		便所、浴室、脱衣室、その他の居室及び玄関並びにこれらを結ぶ経路のうち、いずれか1箇所以上の床の段差を解消する工事(勝手口その他屋外に面する開口の出入口及び上がりかまち並びに浴室の出入口にあっては、段差を小さくする工事を含む。)		
	廊下幅等の拡張		介助用の車いすで容易に移動するために通路又は出入口のうち、いずれか1箇所以上の幅を拡張する工事		
	ホームエレベーターの新設		戸建て住宅又は共同住宅の専有部分に新設する工事(交換は除く。)		
	衝撃緩和畳の設置		衝撃緩和畳を新設又は入れ替えにより設置する工事(4.5畳以上設置する場合に限る。)		
⑦空気清浄機能・換気機能付きエアコンの設置		補助対象製品を設置・交換する工事 ※補助対象製品は本事業のホームページで確認できます。			
⑧リフォーム瑕疵保険等への加入		補助対象となるリフォーム工事と併せて加入する、国土交通大臣が指定する住宅瑕疵担保責任保険法人が取り扱うもの			

* リフォーム(一括)で宅配ボックスを共用として設置する場合は、設置するボックス数(20を上限とする)になります。

1-7 補助額

本事業の申請タイプごとの補助額は下表のとおりとします。
詳細については、各申請タイプのマニュアルを参照してください。

補助事業	補助額
(A)注文住宅の新築	住宅の省エネ性能等に応じて60万円から100万円
(B)新築分譲住宅の購入	
(C)リフォーム(戸別)	実施する補助対象工事及び発注者の属性等に応じて5万円から60万円
(D)リフォーム(一括)	実施する補助対象工事に応じて1棟(建物)につき5万円から「30万円×総戸数」が上限

1-8 補助金の交付と還元

交付申請を行ったこどもみらい住宅事業者に交付された補助金は、こどもみらい住宅事業者から共同事業者
に以下①②のいずれかの方法により還元します。還元方法については、本事業の『こどもみらい住宅支援
事業補助金 共同事業実施規約(以下、「共同事業実施規約」という。))』により、両者で交付申請の前に予め
確認してください。なお、**還元方法は原則①とします。**

- ① 契約に係る乙の甲に対する債務(最終支払に限る。)に充当する方法
- ② 現金で支払う方法

【補 足】

☐ 交付される補助金の会計処理について

本補助金は、受益者はあくまでも補助対象者である新築住宅の建築主・購入者、又はリフォーム工事の発注者です。
住宅事業者にとって、交付される補助金は、補助対象者が支払うべき住宅代金(売上)の一部です。
よって、還元方法①②によらず、住宅事業者の会計において「預り金」として扱われることが一般的です。
詳しくは、税理士及び最寄りの税務署にご確認ください。

☐ 還元方法②の選択について

以下のような事情がある場合、還元方法②を選択することができます。
ただし、完了報告時に補助対象者が本補助金の要件を満たせない場合、事務局は住宅事業者に補助金の返還を求めるため、住宅事業者は補助対象者から回収することとなります。

≪還元方法②が選択可能な事情例≫

■補助金が交付された時点において契約に係る代金が精算済みであり、①の債務に充当できないことが見込まれる場合

■ローンの申込金額から補助金相当分を除外できない場合(金融機関が残金を一括決済する等)

■再開発組合が工事請負契約を締結する等、住宅取得者(補助対象者)と契約者が一致しない場合

1-9 事業スケジュール

契約期間：2021年11月26日～遅くとも2023年3月31日^{*1}

着工期間：こどもみらい住宅事業者の事業者登録以降

交付申請期間：2022年3月28日～遅くとも2023年3月31日^{*1}

(交付申請の予約：2022年3月28日～遅くとも2023年2月28日^{*1})

≪(A)注文住宅の新築 / (B)新築分譲住宅の購入の場合のみ≫

完了報告期間：補助対象である建物に応じた下表の期限

■戸建住宅

/ 交付決定～2023年10月31日

■共同住宅等で階数^{*2}が10以下

/ 交付決定～2024年7月15日

■共同住宅等で階数^{*2}が11以上

/ 交付決定～2025年5月31日

^{*1} 締め切りは、予算の執行状況に応じて公表します。

^{*2} 階数とは建築物の地下を含めた階数のことです。(例：地下1階、地上9階の建物の階数は10)

1-10 補助の対象外

a) 本補助金における重複申請の禁止

以下に該当する場合、本補助金を重複して申請することはできません。

- 1つの住宅について「注文住宅の新築」又は「新築分譲住宅の購入」の補助金の交付を受けた住宅の建築主又は購入者は、当該住宅と別の住宅であったとしても、再度「注文住宅の新築」、「新築分譲住宅の購入」の補助金の交付を受けることはできません。
- 1つの住宅について「注文住宅の新築」又は「新築分譲住宅の購入」の補助金の交付を受けた住宅の建築主又は購入者は、当該住宅と別の住宅において「リフォーム(一括を含む)」の補助金の交付を受けることは可能ですが、「リフォーム(戸別)」の補助金の補助上限の引き上げを受けることはできません。
- 「注文住宅の新築」又は「新築分譲住宅の購入」の補助金の交付を受けた住宅と同じ住宅について「注文住宅の新築」、「新築分譲住宅の購入」及び「リフォーム」の補助金の交付を受けることはできません。

b) 本補助金の交付申請を制限される者

以下に該当する法人及び個人は、原則として本補助金の交付申請を行うことができません。

- 過去3カ年度内に国土交通省住宅局が所管する他の補助金事業において交付決定の取り消し及び補助金の返還を求められたことがある者
- 法人においては、暴力団^{*1}又は役員等（実質的に経営に関与する者）が暴力団員^{*1}である、個人においては、暴力団員である法人、個人によらず、暴力団及び暴力団員と社会通念上不適切な関係にある者

1-11 補助金の併用

原則として、本事業と補助対象が重複する国の他の補助制度との併用はできません。

なお、地方公共団体の補助制度については、国費が充当されているものを除き、併用可能です。具体的には以下 a) b) のとおりとします。

a) 注文住宅の新築、新築分譲住宅の購入について

住宅の本体工事の全部又は一部を対象とする国の他の補助制度との併用はできません。

b) リフォームについて

住宅(外構含む)のリフォーム工事を対象とする国の他の補助制度との併用はできません。

ただし、本事業で対象とするリフォーム工事の請負契約と、他の補助制度で対象とするリフォーム工事の請負契約が別である場合については、併用することができます。

*1 「暴力団」とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）」第2条第2号に規定する組織をいいます。また、「暴力団員」とは同法第2条第6号の規定するものをいいます。

<< 代表的な補助制度との併用の取り扱い >>

補助制度	併用可否	
	注文住宅の新築 新築分譲住宅の購入	リフォーム
すまい給付金	○	－
住まいの復興給付金	○	－
外構部の木質化対策支援事業	○	△1
住宅ローン減税等の税制優遇	○	○
被災者生活再建支援制度	○	○
解体工事への補助	○	－
LCCM 住宅整備推進事業	×	－
ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業	×	－
ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)化による住宅における低炭素化促進事業	×	△1
市街地再開発事業への補助	×	△1
サステナブル建築物等先導事業	×	△1
地域型住宅グリーン化事業	×	△2
住宅・建築物安全ストック形成事業	－	△1
次世代省エネ建材支援事業	－	△1
既存住宅の断熱リフォーム支援事業	－	△1
介護保険制度	－	△1
災害救助法に基づく住宅の応急修理制度	－	△1
長期優良住宅化リフォーム推進事業	－	△2
住宅エコリフォーム推進事業(補助金)	－	△2
住宅・建築物省エネ改修推進事業(交付金)	－	△2

※ △1：工事請負契約が別である場合は併用可。
 △2：工事請負契約が別、かつ工期が別である場合は併用可。

1－12 事業予算

5 4 2 億円 (令和3年度補正予算)
 6 0 0 億円 (令和4年度予備費等)

第2章

補助対象の詳細

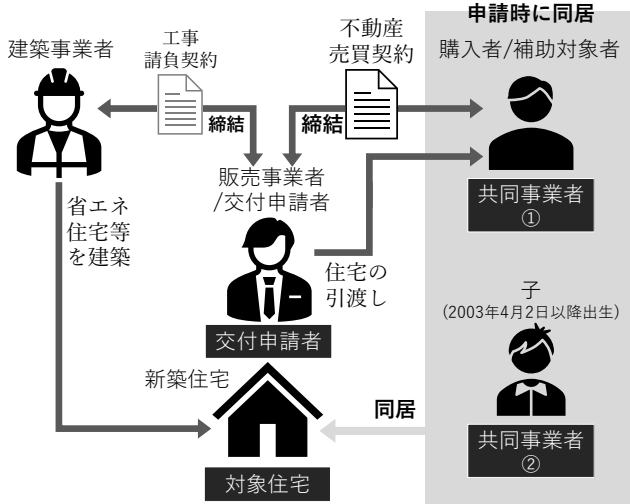
2-1 事業イメージ

本事業は、新築住宅の販売事業者[※](こどもみらい住宅事業者であり交付申請者)が新築住宅を購入する子育て世帯又は若者夫婦世帯(共同事業者)の委託を受けて補助金の申請及び交付を受けるものです。

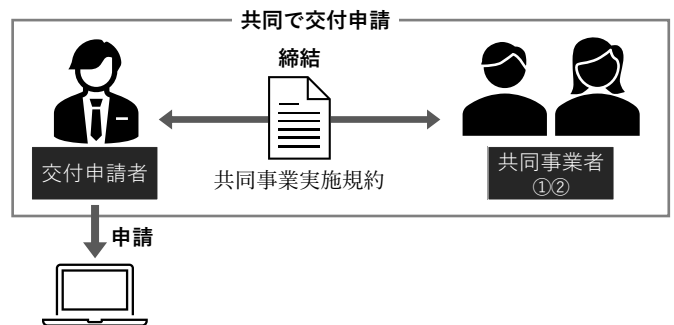
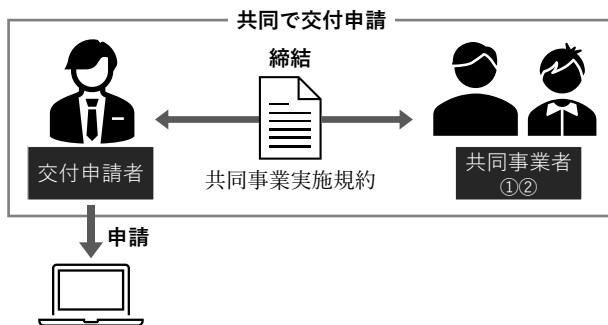
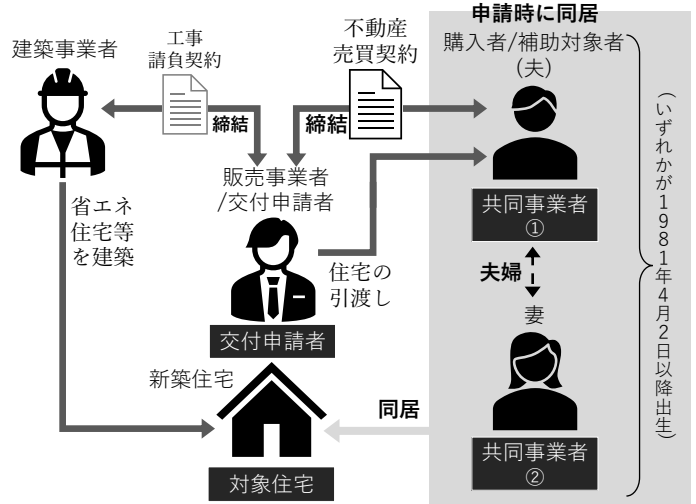
「子育て世帯」と「若者夫婦世帯」における事業のイメージは以下のとおりです。

※販売代理を含みます。

《子育て世帯が申請するイメージ》



《若者夫婦世帯が申請するイメージ》



【補 足】

□ 世帯について

本事業における「世帯」とは、同居し生活を共にしている家族や親族等の集まりをいいます。同居については、原則として、住民票(の写し)に記載されている「住所」で確認を行います。(交付申請時に同居していない子や若者夫婦等が、新築住宅において同居する場合も対象になります。ただし、完了報告時に提出する住民票で同居が確認できない場合、交付決定の取り消し及び補助金の返還を求められることがあります。)

□ 子育て世帯について

購入者と子が親子である場合に限りません。子供と同居し、子育てを行う祖父母等が住宅を取得する場合も対象になります。ただし、子も共同事業実施規約に同意の上、共同で申請を行う必要があります。

□ 若者夫婦世帯について

購入者が、若者夫婦のいずれかに該当する場合に限りません。若者夫婦と同居し、共同で生活する若者夫婦の親等が住宅を取得する場合も対象になります。ただし、若者夫婦も共同事業実施規約に同意の上、共同で申請を行う必要があります。

□ 事実婚の取り扱いについて

いわゆる事実婚については、交付申請時に住民票においてその事実が確認できる場合、対象になることがあります。(一般的には、続柄が「夫(未届)」「妻(未届)」と記載されます。)(交付申請時に同居及び事実婚であることが確認できない場合、対象になりません。)

【補 足】※続き

- ☐ 単身赴任等について
- 本事業における「世帯」とは、同居し生活を共にしている家族や親族等の集まりをいいます。
よって、原則、同居していない家族や親族を世帯に含めて、補助金の交付申請を行うことはできません。
ただし、単身赴任等やむを得ない事由により同居できないと事務局が判断する場合、当該要件の緩和を受けることができる場合があります。

2-2 対象となる方

以下の①～②を満たす方が対象になります。

① 子育て世帯又は若者夫婦世帯のいずれかである

以下の書類にて確認します。

添付書類	提出	確認方法	参照
住民票(世帯票)の写し	(予約時) 交付申請時	世帯内に子(生年月日が2003年4月2日以降)、もしくは若者夫婦(夫婦のうちいずれかの生年月日が1981年4月2日以降)が含まれること	P33

② こどもみらい住宅事業者^{*1}と不動産売買契約を締結し、新築分譲住宅を購入(所有)する方

※宅地建物取引業の免許を有する事業者からの購入に限ります。

以下の書類にて確認します。

添付書類	提出	確認方法	参照
不動産売買契約書	(予約時) 交付申請時	買主が購入者、売主がこどもみらい住宅事業者であること	P30

【補 足】

- ☐ 本事業の「新築分譲住宅の購入」における新築住宅の定義
- 不動産売買契約締結時点で未完成又は完成から1年以内であり、人の居住の用に供したことのない住宅のことをいいます。
住宅の完成は、確認申請における検査済証の発出日をもって確認します。
- ☐ 連名による対象住宅の購入について
- 対象住宅の購入を複数の者が連名で行う場合、これらの者のうち、対象住宅に居住する者を代表者(共同事業者【乙】)として交付申請を行うことができます。
- ☐ 新築住宅工事の分割発注について
- デベロッパーや販売事業者が工事を分割して発注することは、本事業における分離発注には該当しません。
通常の手続きと同様に交付申請を行うことができます。
- ☐ 共同販売について
- 複数事業者によって新築住宅を共同販売する場合は、幹事会社等が代表して手続きを行ってください。
- ☐ 不動産売買契約の電子契約について
- 本事業において提出される不動産売買契約は電子契約を用いて締結されたものでも構いませんが、提出する契約書の紙面上において、本事業の要件が確認できる必要があります。詳しくはP30をご確認ください。

*1 こどもみらい住宅事業者とは、新築住宅の販売事業者で、購入者に代わり交付申請等の手続きを代行し、交付を受けた補助金を購入者に還元する者として、予め本事業に登録をした住宅事業者です。

2-3 対象となる新築住宅・補助額

以下の①～⑥を満たす住宅が対象になります。

① 所有者(購入者)自らが居住^{*1}する

以下の書類にて確認します。

添付書類	提出	確認方法	参照
住民票の写し	完了報告時	氏名が購入者であること、 住所が新築する住宅の所在地と一致すること	P27

【補 足】

- ☐ 共同申請する世帯全員の住民票の写しの提出について
- 以下のいずれかに該当する場合、共同申請する全員分(共同事業実施規約における乙及び丙①②)の住所が確認できる住民票の写し(世帯票等)の提出を求めます。
- ・交付申請時、購入者と子又は配偶者の同居が確認できない場合
 - ・購入者が若者夫婦のいずれにも該当しない場合(購入者が若者夫婦の親等の場合)

② 土砂災害防止法^{*2}に基づく、土砂災害特別警戒区域外に立地する

以下の書類にて確認します。

添付書類	提出	確認方法	参照
本事業用 工事出来高確認書	交付申請時	住宅の着工時点で 住宅の全部又は一部が土砂災害特別警戒区域内に含まれないこと	P32

【補 足】

- ☐ 一部が土砂災害特別警戒区域にかかる場合について
- ・建物(共同住宅等を含む)の一部が土砂災害特別警戒区域内に立地している場合、すべての住戸が本補助金の対象になりません。
 - ・土地(敷地)の一部が土砂災害特別警戒区域内に立地している場合(建物は区域外)、本補助金の対象になります。



※1 「居住する」とは住民基本台帳に登録された住所を居住地とし、完了報告時点で対象住宅を居住地としていることをいいます。

※2 「土砂災害防止法」とは、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)

③ 不動産売買契約締結時点において、未完成又は完成から1年以内であり、人の居住の用に供したことの無いもの

以下の書類にて確認します。

※対象期間との関係については、P17【補足】を参照

添付書類	提出	確認方法	参照
建築基準法に基づく確認済証	(予約時) 交付申請時	工事種別が「新築」であること	P31
建築基準法に基づく検査済証	完了報告時	不動産売買契約日の1年前より後に発出されていること	P27

【補 足】

☐ 確認申請が不要な地域について

交付申請時は、確認済証の代わりに「建築工事届」を提出してください。
完了報告時は、検査済証の代わりに、「不動産登記における建物の登記事項証明書」を提出してください。

☐ 確認済証における「増築」「改築」について

別棟の建築等、建築確認上「増築」と扱われる住宅であっても、建築された当該建物が住宅瑕疵担保履行法の資力担保措置等に準ずる新築住宅と確認できる場合、対象となる場合があります。その場合は建築確認申請書の<すべての面>を提出してください。なお、建築確認申請書と住宅瑕疵担保履行法上の扱いが異なる場合は、事務局にご相談ください。(別途住宅瑕疵担保責任保険の保険証券等を求める場合があります。)

④ 住戸の床面積^{*1}が50㎡以上である

以下①②いずれかの書類にて確認します。

添付書類	提出	確認方法	参照
≪戸建住宅の場合≫ ①建築基準法に基づく検査済証	完了報告時	住戸の延べ面積の申請部分が50㎡以上であること	P27
≪共同住宅等の場合≫ ②不動産登記における建物の登記事項証明書 ・謄本(所有権保存登記されているもの)	完了報告時	原則として、表題部、専有部分の建物の表示の床面積が50㎡以上であること(併用住宅は住宅部分の延べ面積が50㎡以上であること)	P27

【補 足】

☐ 確認申請が不要な地域について

検査済証の代わりに「不動産登記における建物の登記事項証明書」で確認します。

☐ 不動産登記における建物の登記事項証明書について

二世帯住宅や賃貸を含む住宅等、交付申請する住宅部分が区分登記されていない場合、図面等の提出を求める場合があります。

⑤ 対象住宅証明書等により、以下a)～c)の省エネ性能等を有する住宅であることが確認できる

補助額は補助対象となる省エネ性能等により異なります。

a) ZEH住宅 (ZEH、ZEH-M、ZEH Oriented、ZEH-M Oriented、ZEH Ready、ZEH-M Ready、Nearly ZEH、Nearly ZEH-M)

強化外皮基準に適合し、再生可能エネルギー等を除き、基準一次エネルギー消費量から20%以上の一次エネルギー消費量が削減される性能を有する住宅^{*2}を補助対象とします。
具体的には以下㉗㉘のいずれかが対象となります。

対象住宅証明書の書類	基準	1戸あたりの補助額
㉗BELS評価書 ^{*2*3}	ZEHマーク又はZEH-Mマークが表示	100万円
㉘設計住宅性能評価書 ^{*3*4} 又は 建設住宅性能評価書 ^{*3*4}	断熱等性能等級5 かつ 一次エネルギー消費量等級6に適合しているもの	

*1 「床面積」とは、壁その他の区画の中心線で囲まれた部分の水平投影面積により算定。
なお、吹き抜け、バルコニー及びメーターボックスは除き、階段下のトイレ及び収納等の面積を含めます。

*2 BELS評価書に記載される「ゼロエネ相当」(強化外皮基準に適合しないもの)は、a)の対象とはなりません。

*3 交付申請の予約時には「発行受付書」での提出も可能ですが、交付申請時に必ず証明書の提出が必要です。

*4 2022年4月1日以降取得可能となるものです。

b) 高い省エネ性能等を有する住宅

認定長期優良住宅、認定低炭素住宅、性能向上計画認定住宅を補助対象とします。
以下㊦～㊧のいずれかが対象となります。

対象住宅証明書の書類	1戸あたりの補助額
㊦長期優良住宅建築等計画認定通知書*1	80万円
㊧低炭素建築物新築等計画認定通知書*2	
㊨性能向上計画認定通知書*2	

c) 一定の省エネ性能を有する住宅 ※2022年6月30日までに不動産売買契約を締結したものに限り※

住宅の品質確保の促進等に関する法律^{*3}に基づく日本住宅性能表示基準^{*4}で定める断熱等性能等級4かつ一次エネルギー消費量等級4の性能を有する住宅^{*5}を補助対象とします。
以下㊩～㊭のいずれかが対象となります。

対象住宅証明書の書類	基準	1戸あたりの補助額
㊩こどもみらい住宅支援事業対象住宅証明書*6		60万円
㊪省エネ基準への適合性に関する説明書*7	建物エネルギー消費性能基準への適合性について「適合」が表記されたもの	
㊫設計住宅性能評価書*6 又は 建設住宅性能評価書*6	断熱等性能等級4 かつ 一次エネルギー消費量等級4 に適合しているもの	
㊬BELS評価書*6	一次エネルギー消費量基準・外皮基準ともに「適合」と表示されたもの	
㊭フラット35S適合証明書 及び竣工現場検査申請書・適合証明申請書(すべての面)*6 又は フラット35S設計検査に関する通知書 及び設計検査申請書(すべての面)*6	金利Bプランの省エネルギー性にチェックがあること*8	

*1 交付申請の予約時には「技術的審査適合証」又は「長期使用構造等である旨の確認書」もしくは「長期使用構造等である旨が記載された設計住宅性能評価書」での提出も可能ですが、交付申請時に必ず「同認定通知書」の提出が必要です。

*2 交付申請の予約時には「技術的審査適合証」での提出も可能ですが、交付申請時に必ず「同認定通知書」の提出が必要です。

*3 平成11年法律第81号。以下「品確法」という。

*4 平成13年国土交通省告示第1346号。

*5 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。)に基づく省エネ基準への適合を本事業の要件とするため、品確法で定める断熱等性能等級4の基準のうち、結露の発生を防止する対策に関する基準を満たさない住宅も対象となります。

*6 交付申請の予約時には「発行受付書」での提出も可能ですが、交付申請時に必ず証明書の提出が必要です。

*7 建築物省エネ法で、建築士が300㎡未満の住宅を設計する際に、建築主に対して省エネ基準への適合性等について、同法第27条第1項で、交付して説明することが建築士に義務付けられている書面です。
300㎡以上の建築物については、同法施行規則第13条の2第1項に規定する当該評価の結果を提出できます。

*8 金利Aプランの場合、一次エネルギー消費量等級5以上を技術基準としており、「断熱等性能等級4」への適合が確認できないため、本補助金の申請には利用できません。

⑥ 交付申請時、一定以上の出来高の工事完了が確認できる

交付申請は補助額以上の工事の出来高が確認できる時点とし、建築士が次のいずれかを確認した場合に補助額以上の工事が完了しているとみなします。

- a) 基礎工事(杭基礎の場合は杭工事)の完了
- b) 建築工事の契約金額(税込) × 出来高(○%) ≧ 住戸あたりの補助額^{*1} × 総戸数^{*2}

以下の書類にて確認します。

添付書類	提出	確認方法	参照
本事業用 工事出来高確認書	交付申請時	基礎工事の完了 もしくは 建築工事の契約金額(税込) × 出来高(○%) ≧ 住戸あたりの補助額 × 総戸数を満たすこと	P32

【補 足】

□ 共同住宅等における一定以上の出来高の工事完了の考え方

一定以上の出来高の工事完了は、建物の建築工事における進捗を要件としています。
よって、複数の住戸を有する共同住宅等では、建物全体の工事の出来高が、すべての住戸で交付申請した場合の交付申請額を超えることを確認します。
(一つの工事請負契約で、複数住棟の建築工事を受注している場合は、棟ごとの建築費用の出来高とします)

《 共同住宅等における工事出来高の確認 》

補助事業ポータルにおいて、共同住宅等で交付申請を行う場合、
予め建物の情報を登録し、各住戸の交付申請の作成時は
当該建物情報を参照します。
(一つの工事請負契約で、複数住棟の建築工事を受注している場合も、
建物登録は棟ごとに行います)

建物情報において、一定以上の出来高が確認できない場合、
当該建物のすべての住戸の交付申請の手続きを進めることは
できません。

《 共同住宅等の交付申請イメージ 》

The diagram is divided into two parts: 【建物の登録】 (Building Registration) and 【交付申請】 (Delivery Application).
In the registration part, a vertical stack of boxes represents a building with 5 units (5号室, 4号室, 3号室, 2号室, 1号室). An arrow labeled '(建物情報は共有)' (Building information is shared) points from this stack to a single box labeled '1号室'. An arrow labeled '棟全体で登録' (Register for the entire building) points from the building stack to a box labeled '事務局' (Municipal Office).
In the application part, arrows point from each unit box (5号室, 4号室, 3号室, 2号室, 1号室) to a corresponding box on the right (5号室, 4号室, 3号室, 2号室, 1号室). An arrow labeled '住戸ごとに申請' (Apply for each unit) points from the '1号室' box to the '事務局' box. A final arrow points from the '事務局' box to the right.

*1 ⑤の住宅の省エネ性能等に応じた補助額です。共同住宅等で住戸ごとに住宅の性能等が異なる場合、最も高い補助額とします。

*2 戸建ては1住戸です。共同住宅等は、補助金の申請予定、省エネ性能等、床面積によらずすべての住戸です。

2-4 補助対象期間

以下をすべて満たす事業が対象となります。

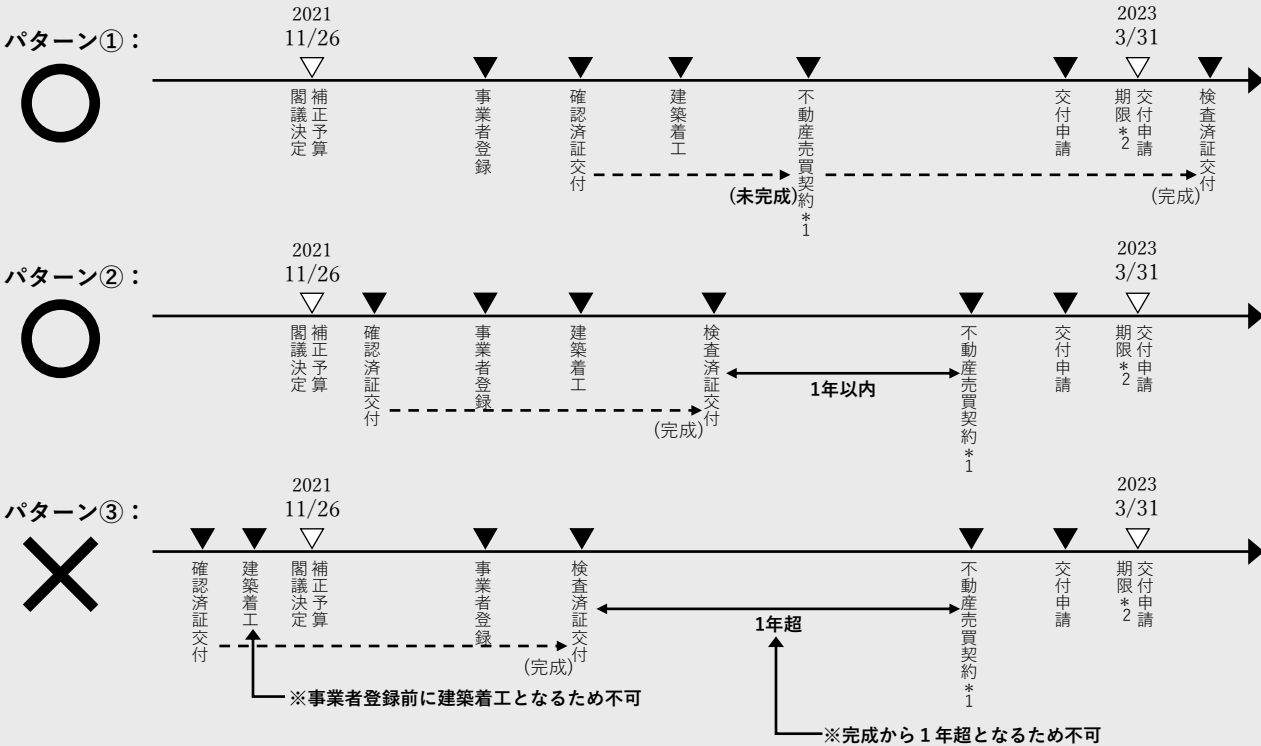
	対象期間
建築着工	こどもみらい住宅事業者の事業者登録以降
不動産売買契約*1	2021年11月26日 ～ 交付申請 まで(遅くとも2023年3月31日)
基礎工事の完了(工事の出来高)	建築着工 ～ 交付申請 まで(遅くとも2023年3月31日)

注) 交付申請期限は予算の執行状況により前倒しとなる可能性があります。

【補 足】

- ☐ 変更契約について
- 本事業における不動産売買契約日は最初の不動産売買契約(原契約)の契約日をいいます。
変更契約の締結日が補助対象期間に該当しても、補助対象にはなりません。
- ☐ 補助対象期間と新築期間の関係について
- 本事業「新築分譲住宅の購入」における新築住宅は不動産売買契約締結時点で未完成又は完成から1年以内の住宅であり、上記補助対象期間も含めた期間要件例は下記のとおりです。

《補助期間と新築期間の例》



- ☐ 完了報告について
- 本補助金は、事務局指定の期間に完了報告を行う必要があります。完了報告の手続き期限は以下です。
- 戸建住宅：交付決定 ～ 2023年10月31日
 - 共同住宅等(階数が10以下)：交付決定 ～ 2024年7月15日
 - 共同住宅等(階数が11以上)：交付決定 ～ 2025年5月31日

*1 「一定の省エネ性能を有する住宅」については2022年6月30日までに不動産売買契約を締結したものに限る
*2 遅くとも2023年3月31日

2-5 その他

① 本補助金の重複について

- 1つの住宅について「新築分譲住宅の購入」の補助金の交付を受けた購入者等は、当該住宅と別の住宅であったとしても、再度「注文住宅の新築」、「新築分譲住宅の購入」の補助金の交付を受けることはできません。
- 1つの住宅について「新築分譲住宅の購入」の補助金の交付を受けた購入者等は、当該住宅と別の住宅において「リフォーム」の補助金の交付を受けることは可能ですが、「リフォーム」の補助金の補助上限の引き上げを受けることはできません。
- 「新築分譲住宅の購入」の補助金の交付を受けた住宅と同じ住宅について「注文住宅の新築」や「新築分譲住宅の購入」、「リフォーム」の補助金の交付を受けることはできません。

② 財産処分の制限について

本補助金の交付を受けた購入者は、補助金の交付を受けて取得した住宅について、こどもみらい住宅事業者に補助金の振込み後、10年間は国又は事務局の承認なく補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付、担保に供し、又は取り壊すことができません。（住宅として販売、譲渡又は貸付等を行う場合を除きます。）

③ 経理書類の保管

こどもみらい住宅事業者は、補助事業に要した費用について他の経理と明確に区分し、その収入及び支出の内容を記載した帳簿を備え、その収入及び支出に関する証拠書類を整理し、これらの帳簿及び書類を本補助金の交付を受けた年度終了後5年間保存しておかなければなりません。

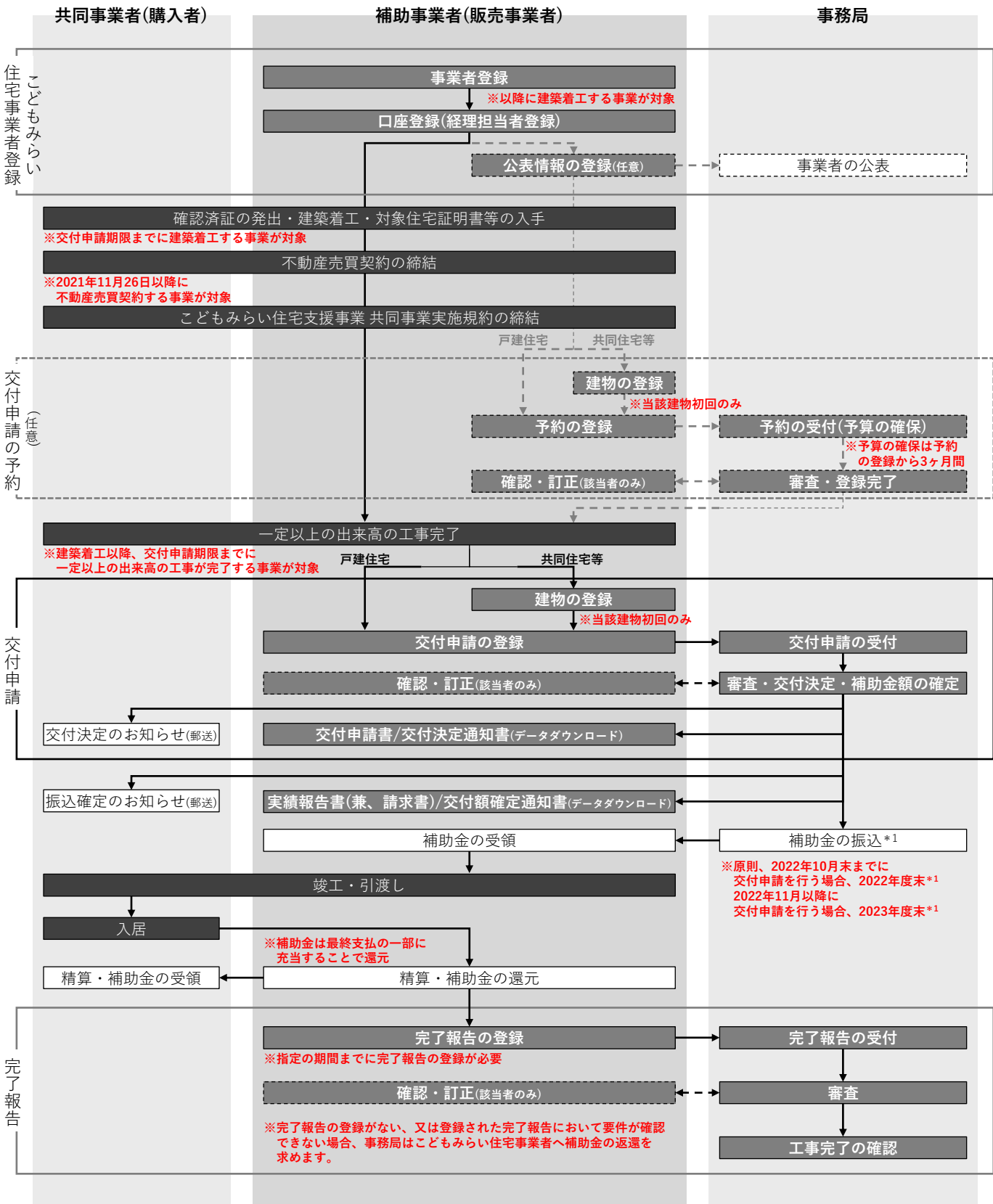
第3章

申請方法

本補助金のアカウント発行から補助金の交付までの手続きは、以下のとおりです。
本マニュアルでは、交付申請の予約及び交付申請に係る手続きを中心に解説を行います。
完了報告については、交付決定を受けた者に対し別途マニュアルを公開(時期未定)する予定です。

[例：2022年10月末までに交付申請を行い、2022年度以降に工事が完了し、完了報告を行う場合]

摘要： 対象住宅 ポータル内 ポータル外



*1 工事が完了し、これらの年度末以前に完了報告の提出を行う場合、当該完了報告の審査完了後に振込を行います。

3-1 補助事業ポータルについて

本事業の交付申請等のすべての手続きは、新築住宅の販売事業者(販売代理含む)が、事務局が提供するWEBシステム『補助事業ポータル』上で行います。
購入者の方が、自身で申請手続きを行うことはできません。

3-2 アカウントについて

ポータルの利用にあたっては、本事業のホームページからアカウントの発行を受ける必要があります。
以下 a)～c) の内容を理解し、アカウントの取得を行ってください。

a) アカウントの種類

補助事業ポータルには、異なる機能を有する「統括アカウント」と「担当者アカウント」の2種類のアカウントがあり、それぞれの目的と利用者のイメージは以下のとおりです。
なお、統括アカウントは、事業者ごとに1アカウントのみ取得、利用してください。
(事業者登録の登録申請後、他のアカウントから当該事業者の事業者登録はできなくなります。)

アカウントの種類	目的と利用者のイメージ
統括アカウント	本事業の参加登録(事業者登録)を行い、各営業担当者が行う交付申請や補助金の受領を管理するためのアカウント。 本社の管理部門等の担当者が取得、利用してください。 (1事業者、1アカウントのみ)
担当者アカウント	消費者と契約し、交付申請の登録を行うためのアカウント。 消費者から必要書類を集められる営業担当者等が取得し、利用してください。 (アカウント数に制限はありません。)

b) 各アカウントの種類

それぞれのアカウントが有する機能のイメージは以下のとおりです。
(開発中のため、今後変更があることがあります。予めご了承ください。)

機能	統括アカウント		担当者アカウント	
事業者登録	登録可	登録申請書(押印)、印鑑証明等が必要	×	－
公表情報	登録可	公表を希望する場合	×	－
交付申請 (予約を含む) 完了報告	アカウントの連携が必要			
	×	各担当者アカウントの進捗は管理可	登録可	複数登録可
補助金振込口座	登録可	支店単位等、複数登録可	×	統括アカウントが登録した口座を選択可
入金管理	すべての 交付申請	口座ごとに経理担当者を設定可 設定した場合、毎月振込通知を送付	自身の 交付申請のみ	口座ごとに経理担当者を設定可 設定した場合、毎月振込通知を送付

c) アカウントの連携

担当者アカウントから交付申請の登録を行うためには、事業者登録が完了した統括アカウントと結びつける「アカウント連携」が必要になります。
アカウント連携は、統括アカウントに発行される「登録事業者番号」と「連携用パスコード」を担当者アカウントがポータル上で入力することで完了します。
パスコードは外部に漏れないよう、管理を行ってください。

3-3 共同事業実施規約の締結

本事業は対象住宅の購入者(補助対象者)への補助金の還元を前提として、こどもみらい住宅事業者である販売事業者(交付申請者)が、交付申請等の手続き及び補助金の受取りを代表して行います。

事務局指定「こどもみらい住宅支援事業補助金 共同事業実施規約(新築用)」は、本事業の利用にあたり両者間で予め確認すべきことを規定しています。

交付申請(予約を含む)にあたっては、共同事業実施規約の締結と提出が必要になります。

《共同事業実施規約のイメージ》

(1枚目)

こどもみらい住宅支援事業補助金
(様式4)

こどもみらい住宅支援事業事務局 様

こどもみらい住宅支援事業補助金 共同事業実施規約 (新築用)

こどもみらい住宅支援事業補助金(以下、「補助金」という。)の交付を受けるため、甲(「こどもみらい住宅支援事業」として登録受給者住宅事業者)並びに乙(補助金の補助事業に係る工事請負契約または不動産売買契約(以下、「契約」という。))を甲と締結する消費者及び丙(補助金の要件を満たすために乙と共同で交付申請を行う乙と同居するまたは配偶者等)は、以下の共同事業実施規約(以下、「本規約」という。))を互に承認し、本規約に従って補助事業を共同で実施するものとして、届出を行う。

甲及び乙は、円滑に補助金の交付を受けるため、以下の取り決めを締結する。

第1条 (条件等の確認)

甲及び乙は、補助金の交付規程及びマニュアル等(以下、「交付規程等」という。)をよく参照し、それぞれ交付対象の要件に合致することを確認する。甲及び乙は、要件に合致する事項があることを知りながら、それぞれに同意する意思を有する。

乙は、本補助金の交付を受けるために丙と共同して補助金の交付申請を行うことがある。ただし、申請にあたっては、本規約及びマニュアル等が定める申請すべき義務等についてが理解し、履行することについては丙に同意し、丙は、甲及び乙は、以下の(イ)及び(ロ)のいずれか一方について、了解する。

(イ) 本補助金の補助対象となる住宅(以下、「対象住宅」という。)について、丙が丙が本補助金の利用は行わないこと

(ロ) 甲及び乙は、補助事業完了後から1年90日、こどもみらい住宅支援事業事務局(以下、「事務局」という。)の承認で、本補助金の交付を受けた住宅を、補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、貸付け、担保に供し、または取壊しをならぬこと(本補助金の交付を受けた住宅を、住居として取壊し、譲渡し又は貸付け等を行う場合を含む。)

(一) 甲が乙の乙及び丙の事項に抵触しない範囲内では、以下の事項については丙が同意する旨を合意を受けること

① 事務局が丙から本補助金の交付を受けた住宅の以下の事項を照会保存すること

② 本補助金の目的の範囲内以上交通費の求めに応じて案内されること、国、地方自治体及び民間の共同事業の住宅事業者等による共同事業実施の申請に要する、これらの機関に提供される場合があること

③ 当該個人情報を個人属性や統計的に処理したデータが本補助金に係るアンケート調査に利用される場合があること

④ 甲及び乙が、(イ)に違反する事実がある場合に当該国の

補助事業の所管先に提供すること、または(イ)に違反している場合は、事実の確認、調査のために同僚作業を要しする他の補助事業の所管先に提供し、歳出作業の開始を遅延し共同して実施すること

第2条 (甲丙)

甲丙は、甲(「乙」及び「丙」)の交付を受けることをいにする。甲丙は、(イ)及び(ロ)の法的に経理に限定する(を)。(イ)及び(ロ)のいずれか一方を含む場合としない。甲及び乙は、(イ)に該当しないことを合意する。

(イ) 乙が丙が丙に同意した共同住宅申請書に照会し、本補助金の交付規程第1.5に相当する理由で補助金の返還を求められたことがある者

(ロ) 新築計画または新築計画に基き、本補助金または新築計画と矛盾する事項がある者

乙は、以上の(イ)及び(ロ)の条件を満たすことを甲に申告する。

(イ) 本住宅が、本補助金における他の交付申請書の補助対象となっていないこと

(ロ) 乙及び丙が、他の交付申請により、本補助金の交付を受けずにいること(イ)及び(ロ)のいずれか一方に該当する、自ら負担する

を要件としていフォームに基き交付申請を拒否し、

第3条 (交付申請等)

甲及び乙は、本規約の締結後すみやかに本補助金の交付申請及び交付申請書、補助金の交付に関する一切の権利を甲に譲渡する。甲は、本規約を締結後すみやかに、当該事業に係る乙及び丙を代表して行うものとし、乙及び丙は、甲が行う手続に協力するものとする。

補助事業の交付後でも乙及び乙は、甲が乙に本住宅の取壊しを行った後連中から本住宅に居住し、当該事業が承認を受ける住民の押しを甲に提供すること、甲が行う手続に協力する

1

(2枚目)

こどもみらい住宅支援事業補助金
(様式3)

なければならない。

第4条（補助金の支払と還元）

本補助金は、甲の提出する交付申請に事務局が交付決定を行った後、以下の（イ）または（ロ）のいずれか早い時期に甲に交付される。

（イ）令第4年度末日

（ロ）甲の交付報告が適正に提出されたことを確認した後、事務局が指定する支払日

2 甲が本補助金の交付を受けたとき、甲は受領した当該補助金相当額について、着払いの返済の旨を以下の方法により乙に通知する。当該方法については、本規約の締結時に双方で確認すること。なお、受に付いた補助金が交付された時点において、契約に係る代金が精算済みであり、乙の甲に対する債務に充当できないことが見込まれる場合に限る。

① 契約に係る乙の甲に対する債務（最終支払に限る。）に充てる方法

② 現金で返済する方法

甲及び乙は、本規約を遵守し、それぞれ義務とする。

なお、作成にあたっては、甲は本補助金の交付申請に係る契約と同じ署名（必ずしも代表者である必要がありません。）が記名および押印し、乙は自らによる署名の場合、押印は任意とする。

作 成 日： 令 第 4 年 度 4 月 1 日	
【甲】建築事業者または販売事業者 住 所 〒100-0999 東京都千代田区霞が根1丁目202 【甲】 事業者名 株式会社こどもみらい住宅 代表者氏名* 住宅 支援 	【乙】建築主または購入者 住 所 〒200-×××× 東京都 渋谷区 ○○町 9-9-9 【乙】 氏 名 注文 太郎 
*代表者氏名は、諸自叙、もしくは、売買契約の締結者と同じ署名が記名および押印すること。	
【丙①】 注文 花子	
【丙②】	

第1（若者夫婦世帯として申請する場合）
 乙が若者夫婦のいずれかである場合、丙①にはその配偶者の氏名を乙が記名すること。（丙②は記名不要）
 乙が若者夫婦の親等である場合、丙①②には同居する若者夫婦の氏名を乙が記名すること。

第2（子育て世帯として申請する場合）
 乙が子育てを行う者である場合、丙①②はその子の氏名を乙が記名すること。

※本事業のホームページよりダウンロードできます。リフォーム用と様式が異なりますので、ご注意ください。

※書類の作成方法については、P29参照

【補 足】

☐ 世帯と共同事業実施規約の締結について

共同事業実施規約における乙と丙①②は、共同事業者の世帯により以下に例示するとおりです。
 なお、購入者が若者夫婦のいずれかに該当しない若者夫婦世帯(例「ほ」及び「へ」等)については、
 交付申請時に加えて完了報告時に、共同で申請する全員の住民票の提出を求め、同居を確認します。

《子育て世帯の例》

例	乙 【購入者】	丙①	丙②
い	子の父(母)	子	(不要)
ろ	子の祖父(祖母)		
は	子の兄弟(姉妹)		

《若者夫婦世帯の例》

例	乙 【購入者】	丙①	丙②
に	若者夫婦である 夫(妻)	若者夫婦である 妻(夫)	(不要)
ほ	若者夫婦の 父(母)	若者夫婦である 夫(妻)	若者夫婦である 妻(夫)
へ	若者夫婦の 兄弟姉妹		

3-4 交付申請の予約 ※任意※

新築住宅の建築工事に着手し、補助金の交付が見込まれる場合、交付申請の予約を行うことができます。交付申請の予約を行った場合、予約の有効期限内については、予算※が確保されます。交付申請の予約は必要書類が揃い次第行うことができます。なお、交付申請の予約は任意の手続きで、予約を省略して交付申請を行うこともできます。 ※事務局が審査し、承認した補助金額が確保されます。(予約時に申告した補助金額を下回ることがあります。)

① 交付申請の予約期間

2022年3月28日 ～ 遅くとも2023年2月28日

- ※ 予算の執行状況により、交付申請の受付を終了した場合、同日までとなります。
- ※ 交付申請の予約は、補助事業ポータル上で行います。
登録にあたっては、統括アカウントとのアカウント連携を行う必要があります。

② 交付申請の予約に必要な書類

交付申請の予約時には、以下のすべての書類を提出します。

書類名	参照ページ
こどもみらい住宅支援事業補助金 共同事業実施規約(新築用)	P29
不動産売買契約書	P30
建築基準法に基づく確認済証	P31
購入者の本人と家族構成の確認ができる住民票(世帯票)の写し等	P33
住宅の性能等を証明する対象住宅証明書等(発行受付書でも可)	P34～38

※ 申請内容に応じて、事務局から追加書類を求めることがあります。

③ 予約の有効期限

交付申請の予約は、以下 a) ～ c) のうち、**もっとも早い日付まで**有効です。
有効期限を超過した予約は、通知なく失効します。

- a) 交付申請の予約を事務局に提出した日から3ヶ月後
(例：4月1日に提出した場合、7月2日0時に失効します。)
- b) 提出された交付申請の予約を事務局が審査した結果、要件を満たさないとして却下した日
- c) 2023年3月31日

※ 有効期限を超過した予約であっても、予約期間内に再度交付申請の予約を行うことができます。
また、交付申請期間内であれば、交付申請を行うことができます。
ただし、要件外として却下された交付申請の予約を除きます。

④ 注意事項

- 同じ新築住宅について、複数の交付申請(予約を含む)を重複して行うことはできません。
(別アカウントによる交付申請(予約を含む)を含みます。)
事務局は、重複する交付申請(予約を含む)の一部又は全部を、事前の通知なく却下することがあります。
- 同じ共同事業者(共同事業実施規約における乙及び丙①②)による複数の交付申請(予約を含む)を重複して行うことはできません。(別アカウントによる交付申請(予約を含む)を含む。また、他の住宅における補助上限の引き上げを伴わないリフォームに係る交付申請(予約を含む)を除きます。)
事務局は、重複する交付申請(予約を含む)の一部又は全部を、事前の通知なく却下することがあります。
- 交付申請の予約から交付申請までに補助対象の住宅、住宅の省エネ性能等、共同事業者(同居する子や配偶者含む)、工事の内容等が変更になる場合、当該予約は無効となります。
(交付申請期間内であれば、再度交付申請の予約を行うことができます。)

【補 足】

□ 共同住宅等の予約について

補助事業ポータルにおいて、共同住宅等を最初に予約もしくは交付申請を行う場合は建物の登録が必要です。
予約を行う際には、当該共同住宅等が登録されているかを検索し、未登録の場合は登録してください。

3-5 一定以上の出来高の工事完了

本事業は、一定以上の出来高の工事完了(以下、「出来高の工事完了」という。)後に交付申請を行うことができます。出来高の工事完了は、**資格を有する建築士**が現地を確認して、事務局の指定様式「工事出来高確認書」を作成し、提出を行います。

① 出来高の工事完了

本事業において、出来高の工事完了とは、以下 a)) 又は b)) のいずれかをいいます。

a) 基礎工事(杭基礎の場合は杭工事)の完了
b) 省エネ性能等※1に応じた住戸あたりの補助額に総戸数※2を乗じた金額以上の出来高の工事完了 建築主との建築工事の契約金額(税込)× 出来高(%) ≧ 住戸あたりの補助額※1 × 総戸数※2

※1 住宅の省エネ性能等に応じた補助額です。共同住宅等で住戸ごとに住宅の性能等が異なる場合、最も高い補助額とします。
※2 戸建は、1住戸です。共同住宅等は、補助金の申請予定、省エネ性能等、床面積によらずすべての住戸です。

② 工事出来高確認書

工事出来高の確認は、以下の手順で行ってください。

手順1： 建築士自身が現地で工事の進捗を確認

手順2： 一定の出来高以上の工事完了が確認できる写真(以下、「出来高工事写真」という。)を撮影

手順3： 出来高工事写真を添付して、工事出来高確認書を作成

※指定様式は、本事業のホームページよりダウンロードできます。
※書類の作成方法については、P32参照

《工事出来高確認書のイメージ》



【補 足】

- 出来高工事写真の撮影について
出来高工事写真の撮影にあたっては、異なる角度から少なくとも2枚以上の写真を撮影してください。
撮影にあたっては、「確認した日付」と「工事場所又は邸名」を記載した工事写真用看板※を設置してください。
※工事写真用看板は、電子黒板でもかまいません。ただし、信憑性確認機能（改ざん検知機能）を有するアプリケーションを使用し、（一社）施工管理ソフトウェア産業協会が提供する「デジタル工事写真 信憑性チェックツール」により撮影日が検証できることを前提とします。事務局は必要に応じて工事出来高確認書に貼付された画像の元データを求めることがあります。
- 住宅の土砂災害特別区域外の立地確認について
建築士が、自治体が公表するハザードマップ又は建築行政部局に問い合わせを行って確認します。
- 工事の出来高に含められない費用について
工事請負契約書に含まれる費用であっても、以下に例示するような費用は工事の出来高に含まれません。
 - 住宅の建設にあたらなない工事の費用(地盤改良、古家の除却、外溝工事 等)
 - 住宅の建築現場で行われない製造等の費用(木材のプレカット、住宅設備の製造 等)
- 共同住宅等の出来高の工事完了について
共同住宅等の棟全体の工事に対して、上記 a) b) のいずれかを確認した場合に補助額以上の工事が完了しているとみなします。

※ b)) における例

- ・マンション1棟の建設費：2億5千万円
- ・総戸数：8戸
- ・住戸あたり補助額：100万円 の場合



出来高が**800万円**以上で補助額以上の工事完了とみなす

※パーセンテージで3.2%以上
(出来高 ≧ (100万円 × 8戸) ÷ 2億5千万円)

3-6 交付申請

新築住宅の建築工事に着手し、出来高の工事完了を確認した補助事業は、交付申請を行うことができます。

① 交付申請の期間

2022年3月28日 ～ 遅くとも2023年3月31日

- ※ 交付申請の締め切りは、予算の執行状況に応じて公表します。
- ※ 予算の執行状況に応じて申請を締め切る場合、交付申請日が当該締め切り日に近い交付申請について、補助額から減じて補助金を支払う場合があります。
- ※ 交付申請は、補助事業ポータル上で行います。
登録にあたっては、統括アカウントとのアカウント連携を行う必要があります。

【補 足】

- ☐ 予約後の交付申請
交付申請の予約を行った補助事業については、事務局の予約の審査が完了した後に交付申請を行うことができます。
事務局の審査には一定期間要しますので、予めご了承ください。
- ☐ 予約後の交付申請額
交付申請の予約を行っている場合、交付申請において予約時の補助金額を超える交付申請額を申告することはできません。

② 交付申請の必要書類

交付申請時には、以下のすべての書類を提出します。
ただし、交付申請の予約を行っている場合、予約時に既に提出した書類の再提出は不要です。

書類名	参照ページ
こどもみらい住宅支援事業補助金 共同事業実施規約(新築用)	P29
不動産売買契約書	P30
建築基準法に基づく確認済証	P31
こどもみらい住宅支援事業補助金 工事出来高確認書(現地写真を含む)	P32
購入者の本人と家族構成の確認ができる住民票(世帯票)の写し等	P33
住宅の性能等を証明する対象住宅証明書等	P34～38

※ 申請内容に応じて、事務局から追加書類を求めることがあります。

③ 注意事項

- 同じ新築住宅について、複数の交付申請(予約を含む)を重複して行うことはできません。
(別アカウントによる交付申請(予約を含む)を含みます。)
事務局は、重複する交付申請(予約を含む)の一部又は全部を、事前の通知なく却下することがあります。
- 同じ共同事業者(共同事業実施規約における乙及び丙①②)による複数の交付申請(予約を含む)を重複して行うことはできません。(別アカウントによる交付申請(予約を含む)を含む。また、他の住宅における補助上限の引き上げを伴わないリフォームに係る交付申請(予約を含む)を除きます。)
事務局は、重複する交付申請(予約を含む)の一部又は全部を、事前の通知なく却下することがあります。
- 交付申請から完了報告までに補助対象の住宅、住宅の省エネ性能等、共同事業者(同居する子や配偶者含む)等が変更になる場合、当該交付申請は無効となる場合があります。

【補 足】

- ☐ 共同住宅等の交付申請について
補助事業ポータルにおいて、共同住宅等を最初に予約もしくは交付申請を行う場合は建物の登録が必要です。
交付申請を行う際には、当該共同住宅等が登録されているかを検索し、未登録の場合は登録してください。

3-7 交付決定

事務局は、交付要件を満たす補助事業に対し、交付申請後、申請内容に不備等がなければ1.5～2ヶ月程度で補助金の交付を決定し、『交付決定通知書(様式5)』を発行し、担当者アカウントの利用者にメールで通知します。(購入者に対しても交付決定を通知する書類を郵送します。)

同時に保管用の『交付申請書(様式2)』が作成され、
これらの書類は補助事業ポータルからダウンロードできるようになります。

【補 足】

☐ 交付申請の取り下げ①

交付決定後、何らかの事情により必要となる場合には交付申請の取り下げを申告できます。

取り下げを希望する場合は事務局の指示に従い、『取り下げ申請書(様式8)』を提出してください。

(交付決定前の取り下げについては、当該書類の提出は不要です。)

補助事業ポータルから取り下げできます。)

☐ 交付決定の条件

事務局は、交付申請に際して条件を付すことができます。

完了報告時に当該条件を満たさない場合、交付決定の取り消しを行います。

既に補助金が交付されている場合、当該補助金の返還を求めます。

《交付決定通知書のイメージ》

[illegible]

3-8 補助金の確定・交付

事務局は、交付決定を行った補助事業について、以下の時期のいずれか早い時期に、こどもみらい住宅事業者である販売事業者の指定口座に振込を行います。

いずれか早い方	・2022年10月末までに交付申請を行う場合、2022年度末(2023年3月末日ごろ振込) ・2022年11月以降に交付申請を行う場合、2023年度末(2024年3月末日ごろ振込)	交付された補助金は原則、建築代金の最終支払の一部に充当することで建築主に還元します。それまでの間、建築事業者が留保する必要があります。
	完了報告の審査完了 (当月20日締、翌月末支払い予定)	

《実績報告書(兼、請求書)のイメージ》

[illegible]

振込にあたっては、事前に担当者アカウントの利用者にメールで通知します。

(統括アカウントの利用者又は口座に設定された経理担当者に、
口座単位の振込明細を郵送します。)

(購入者に対しても交付決定額と振込日を通知する書類を郵送します。)

同時に保管用の『実績報告書(兼、請求書)(様式6)』及び『交付額確定通知書(様式7)』が作成され、これらの書類は補助事業ポータルからダウンロードできるようになります。

【補 足】

☐ 交付申請の取り下げ②

補助金の交付(振込)までに、補助要件を満たさない変更(契約の解除等)が生じた場合、速やかに交付申請の取り下げを行ってください。

《交付額確定通知書のイメージ》

[illegible]

3-9 完了報告

完了報告期限までに補助事業を終了し、完了報告の手続きを行ってください。

① 完了報告の期間

- 戸建住宅 交付決定～2023年10月31日
- 共同住宅等で階数が10以下 交付決定～2024年7月15日
- 共同住宅等で階数が11以上 交付決定～2025年5月31日

② 完了報告の必要書類

完了報告時には、以下のすべての書類を提出します。

書類名
建築基準法に基づく検査済証
住民票の写し(交付申請時に要件を満たす世帯の同居確認ができていない場合は世帯票)
(共同住宅のみ)不動産登記における建物の登記事項証明書・謄本

③ 完了報告方法

補助事業ポータル上にて手続きを行ってください。

【補 足】

- ☐ 完了報告の未提出
完了報告の提出がない場合、事務局はこどもみらい住宅事業者である販売事業者に補助金の返還を求めます。

3-10 書類の保管

交付申請者である販売事業者は、本事業の関連書類について、本補助金の交付を受けた年度終了後5年間、以下の書類について保管が必要です。(本事業は、会計検査院による検査の対象となる場合があります。書類の保管はデータでも構いませんが、検査の際に出力を求められることがあります。)

順番	書類名		
1	様式 2	交付申請書	※手続きの進捗に応じて 補助事業ポータルから ダウンロードできます。
2	様式 5	交付決定通知書*1	
3	様式 6	実績報告書(兼、請求書)	
4	様式 7	交付額確定通知書*1	
5	交付申請の提出書類	共同事業実施規約	
6		不動産売買契約書	
7		建築基準法に基づく確認済証	
8		工事出来高確認書	
9		共同事業者の同居が確認できる住民票	
10		住宅の性能等を証明する対象住宅証明書等	
11		その他、交付申請時に提出を求められた書類	
12	完了報告の提出書類	建築基準法に基づく検査済証	
13		共同事業者の新築住宅への入居が確認できる住民票	
14		その他、完了報告時に提出を求められた書類	

*1 本補助金の交付を受けた共同事業者が確定申告の際に、提出を求められることがあります。必要に応じて共同事業者に配布してください。(確定申告の詳細は税務署にご確認ください。事務局は書類の再発行には応じられません。)

以下の書類は補助事業ポータルにアップロードしてください。

	提出			書類名	スキャン	参照 ページ
	予約あり		予約なし			
	予約時	予約後 交付申請	交付申請 のみ			
A	●	-	●	こどもみらい住宅支援事業補助金 共同事業実施規約(新築用)	カラー	P29
B	●	-	●	不動産売買契約書	カラー	P30
C	●	-	●	建築基準法に基づく確認済証	白黒可	P31
D	-	●	●	こどもみらい住宅支援事業補助金 工事出来高確認書(現地写真を含む)	カラー	P32
E	●	-	●	購入者の本人と家族構成の確認ができる住民票(世帯票)の写し等	白黒可	P33
F	●	-	●	住宅の性能等を証明する対象住宅証明書等	白黒可	P34～38

※申請内容に応じて、事務局から追加書類を求めることがあります。
※次頁以降に記載の**指定書式**は事務局指定様式の書類です。様式は本事業ホームページよりダウンロードできます。

【補 足】

□ アップロードするファイルについての注意事項

- 1ファイルあたり5MB以下としてください。(必要に応じて分割してください。)
- ファイル形式はJPEG、GIF、PNG、PDFのいずれかです。
- 天地が正しく保存されたファイルを添付してください。(横向き書類は受理されないことがあります。)
- 文字が鮮明に読めるファイルを添付してください。(不鮮明な書類は受理されないことがあります。)
- 添付タイプごとに保存してください。(「共同事業実施規約」と「契約書」を1つのPDFで保存することは不可)

カラー

- ①規約の締結日が記入されていること
- ② i) 販売事業者の氏名、住所が記入され、
押印(法人印)されていること
ii) 補助事業者【甲】と一致すること
- ③ i) 購入者の氏名、住所が記入され、
押印(又は自署による署名)されていること
ii) 共同事業者【乙】と一致すること
- ④ i) 購入者と同居する子又は配偶者等の
氏名が記入され、締結時点での同居
状況にチェックされていること
ii) 共同事業者【丙】と一致すること

共同事業実施規約に定めのない事項について両者で合意を行う場合、別途覚書等を取り交わしてください。
(共同事業実施規約は指定の様式であり、補助事業者が変更することはできません。)

カラー

白黒可

カラー

B 新築分譲住宅の購入

白黒可

- 世帯内に購入者(共同事業者【乙】)の「氏名」があること
- 世帯内に「生年月日」が2003年4月2日以降の子、もしくはどちらかの「生年月日」が1981年4月2日以降の夫婦(共同事業者【丙】)が含まれること
- 2021年11月26日以降に発行されたものであること

●2021年11月26日以降に発行されたものであること

F 予約時 予約後 交付申請のみ 住宅の性能等を証明する対象住宅証明書等

白黒可

以下㉠～㉣(次ページ以降も含む)のいずれかの書類を提出

【補 足】

- ㉠、㉡、㉢、㉣～㉣の証明書について
予約時において各証明書の発行依頼を行っている場合、
本事業用の「省エネ性能等を証明する書類 発行受付書」の発行が受けられる場合、
交付申請の予約を行うことができます。(引受許諾書等は不可)
ただし、交付申請時に証明書の提出も必要です。
なお、評価機関等によっては、本事業用の発行受付書の発行を行っていないことがあります。
予め評価機関等にご確認ください。
- 証明書の入手にはそれぞれ手数料が必要です。
(手数料は、各機関等にお問い合わせください)
- 共同住宅等において、対象住宅を含む住棟全体で
評価された住宅の対象住宅証明書等でも、要件を満たす場合有効となります。
- 申請に必要な証明書類は、補助金の交付を約束するものではありません。
(他の要件を満たさない場合、交付申請期限に間に合わない場合等)

《各証明書の発行受付書》

登録住宅性能評価機関等



a) ZEH住宅 (ZEH、ZEH-M、ZEH Oriented、ZEH-M Oriented、ZEH Ready、ZEH-M Ready、Nearly ZEH、Nearly ZEH-M)

㉠ BELS評価書(ZEHマーク / ZEH-Mマークが表示)

登録住宅性能評価機関



確認事項(以下のすべてを満たすこと)

- BELS登録機関が発行した証明書であること
- 「特記事項」に以下いずれかの記載がされていること
「ZEH」「ZEH-M」「ZEH Oriented」「ZEH-M Oriented」
「ZEH Ready」「ZEH-M Ready」「Nearly ZEH」「Nearly ZEH-M」
- 「建築物の所在地」が購入する新築住宅の所在地と一致すること
- 「用途」が一戸建ての住宅又は共同住宅等であること
- 共同住宅等の場合、評価の対象範囲が「住戸」「住棟」であること
「部分」の場合は申請対象住戸が評価対象に含まれていること



※この部分の記載が「住戸」「住棟」となっていること
(「部分」の場合は申請対象住戸が評価対象に含まれていること)

【補 足】

- 「ゼロエネ相当」(強化外皮基準に適合しないもの)はa)の対象となりません。

㉡ 設計住宅性能評価書 又は 建設住宅性能評価書(断熱等性能等級5 かつ 一次エネルギー消費量等級6)

《設計住宅性能評価書》

登録住宅性能評価機関



《建設住宅性能評価書》

登録住宅性能評価機関



確認事項(以下のすべてを満たすこと)

- 登録住宅性能評価機関が発行した証明書であること
- 「建築物の所在地」が購入する新築住宅の所在地と一致すること
- 「温熱環境・エネルギー消費量に関すること」の「断熱等性能等級」が5である、
かつ「一次エネルギー消費量等級」が6であること

性能・等級		一次エネルギー消費量等級			
		1以下	4	5	6
断熱等性能等級	3以下	対象外			
	4				
	5				
		一定の省エネ性能を有する住宅			
		ZEH住宅			

【補 足】

- 2022年4月1日以降に取得可能となる書類です。

※次ページへ続く

《技術的審査適合証》

入手 登録住宅性能評価機関

[illegible]

●「建築物の位置」が購入する新築住宅の所在地と一致すること

☐ 予約時に技術的審査適合証を提出する場合は交付申請時に同認定通知書の提出が必要です。

《技術的審査適合証》

入手 登録住宅性能評価機関

[illegible]

●「建築物の位置」が購入する新築住宅の所在地と一致すること

☐ 予約時に技術的審査適合証を提出する場合は交付申請時に同認定通知書の提出が必要です。

入手 BELS登録機関

[illegible]

- BELS登録機関が発行した証明書であること
- 「一次エネルギー消費量基準」が「適合」と表示されていること
- 「外皮基準」が「適合」と表示されていること

一次エネルギー消費量基準	適合
外皮基準	適合

- 「建築物の所在地」が購入する新築住宅の所在地と一致すること
- 「用途」が一戸建ての住宅又は共同住宅等であること
- 共同住宅等の場合、評価の対象範囲が「住戸」「住棟」であること
「部分」の場合は申請対象住戸が評価対象に含まれていること

この住戸の
設計一次エネルギー消費量 **11 %削減**
320MJ/(m²・年)

※この部分の記載が「住戸」「住棟」となっていること
 （「部分」の場合は申請対象住戸が評価対象に含まれていること）

《適合証明書》

《竣工現場檢查申請書

・適合証明申請書≫

入手 適合証明機関

[illegible]

入手 適合証明機関

[illegible]

確認事項(以下のすべてを満たすこと)

- 適合証明機関が発行した証明書であること
- 「建設の場所(地名地番)」が購入する新築住宅の所在地と一致すること
- ≪適合証明書≫
「フラット35Sを適用する基準【優良な住宅基準】(金利Bプラン)」の「省エネルギー性」にチェックがあること
- ≪竣工現場検査申請書・適合証明申請書≫
「フラット35Sを適用する基準【優良な住宅基準】(金利Bプラン)」の「省エネルギー性」のチェックがあり、「断熱等性能等級4及び一次エネルギー消費量等級4以上」又は「建築物エネルギー消費性能基準」のいずれかにチェックがあること

【補 足】

☐ 金利Aプランでは申請できません。

《設計検査に関する通知書》

《設計檢查申請書》

入手 適合証明機関

[illegible]

入手 適合証明機関

[illegible]

確認事項(以下のすべてを満たすこと)

- 適合証明機関が発行した証明書であること
- 「建設の場所(地名地番)」が購入する新築住宅の所在地と一致すること
- 《設計検査に関する通知書》
「連絡事項」に金利Bプランの条件に追加書類の提出等が付されていないこと
- 《設計検査申請書》
「フラット35Sを適用する基準【優良な住宅基準】(金利Bプラン)」の「省エネルギー性」のチェックがあり、「断熱等性能等級4及び一次エネルギー消費量等級4以上」又は「建築物エネルギー消費性能基準」のいずれかにチェックがあること

【補 足】

☐ 金利Aプランでは申請できません。

第5章

更新履歴

No	更新日	更新ページ	更新内容	
1	2022/03/17	P7	修正	1－9 事業スケジュール (修正前) 交付申請期間 :2022年3月下旬 ～ 遅くとも2022年10月31日 ^{*1} (交付申請の予約:2022年3月下旬 ～ 遅くとも2022年9月30日 ^{*1}) (修正後) 交付申請期間 :2022年 3月28日 ～ 遅くとも2022年10月31日 ^{*1} (交付申請の予約:2022年 3月28日 ～ 遅くとも2022年9月30日 ^{*1})
2	2022/03/17	P23	修正	3－4 交付申請の予約 ※任意※ ①交付申請の予約期間 (修正前) 2022年3月下旬 ～ 遅くとも2022年9月30日 (修正後) 2022年 3月28日 ～ 遅くとも2022年9月30日
3	2022/03/17	P25	修正	3－6 交付申請 ①交付申請の期間 (修正前) 2022年3月下旬 ～ 遅くとも2022年10月31日 (修正後) 2022年 3月28日 ～ 遅くとも2022年10月31日
4	2022/03/28	P24	追加	3－5 一定以上の出来高の工事完了 【補足】 □出来高工事写真の撮影について (追記) ※工事写真用看板は、電子黒板でもかまいません。ただし、信憑性確認機能（改ざん検知機能）を有するアプリケーションを使用し、（一社）施工管理ソフトウェア産業協会で提供する「デジタル工事写真 信憑性チェックツール」により撮影日が検証できることを前提とします。事務局は必要に応じて工事出来高確認書に貼付された画像の元データを求めることがあります。
5	2022/03/28	P32	追加	【補足】 □出来高工事写真の撮影について (追記) ※工事写真用看板は、電子黒板でもかまいません。ただし、信憑性確認機能（改ざん検知機能）を有するアプリケーションを使用し、（一社）施工管理ソフトウェア産業協会で提供する「デジタル工事写真 信憑性チェックツール」により撮影日が検証できることを前提とします。事務局は必要に応じて工事出来高確認書に貼付された画像の元データを求めることがあります。
6	2022/03/28	P34	追加	F 住宅の性能等を証明する対象住宅証明書等 a) ZEH住宅 (ZEH、ZEH-M、ZEH Oriented、ZEH-M Oriented、ZEH Ready、ZEH-M Ready、Nearly ZEH、Nearly ZEH-M) ①設計住宅性能評価書 又は 建設住宅性能評価書 (断熱等性能等級5 かつ 一次エネルギー消費量等級6) 確認事項(以下のすべてを満たすこと) (追記) 性能・等級の表を追加
7	2022/03/28	P37	追加	F 住宅の性能等を証明する対象住宅証明書等 c) 一定の省エネ性能を有する住宅 (断熱等性能等級4かつ一次エネルギー消費量等級4に適合しているもの) ②設計住宅性能評価書 又は 建設住宅性能評価書 (断熱等性能等級4 かつ 一次エネルギー消費量等級4) 確認事項(以下のすべてを満たすこと) (追記) 性能・等級の表を追加
8	2022/04/28	P4	修正	1－2 事業名称 (修正前) こどもみらい住宅支援事業（令和3年度補正予算） (修正後) こどもみらい住宅支援事業

No	更新日	更新 ページ	更新内容	
9	2022/04/28	P5	追加	1-6 対象となる新築住宅及びリフォーム 一定の省エネ性能を有する住宅*6 (追記) *6 2022年6月30日までに工事請負契約又は不動産売買契約を締結したものに限る。
10	2022/04/28	P7	修正	1-9 事業スケジュール (修正前) 契約期間 :2021年11月26日～遅くとも2022年10月31日*1 着工期間 :こどもみらい住宅事業者の事業者登録以降 交付申請期間 :2022年3月28日～遅くとも2022年10月31日*1 (交付申請の予約:2022年3月28日～遅くとも2022年9月30日*1) ≪(A)注文住宅の新築/(B)新築分譲住宅の購入の場合のみ≫ 完了報告期間 :補助対象である建物に応じた下表の期限 ■戸建住宅 /交付決定～2023年5月31日 ■共同住宅等で階数*2が10以下/交付決定～2024年2月15日 ■共同住宅等で階数*2が11以上/交付決定～2024年12月31日 (修正後) 契約期間 :2021年11月26日～遅くとも 2023年3月31日 *1 着工期間 :こどもみらい住宅事業者の事業者登録以降 交付申請期間 :2022年3月28日～遅くとも 2023年3月31日 *1 (交付申請の予約:2022年3月28日～遅くとも 2023年2月28日 *1) ≪(A)注文住宅の新築/(B)新築分譲住宅の購入の場合のみ≫ 完了報告期間 :補助対象である建物に応じた下表の期限 ■戸建住宅 /交付決定～ 2023年10月31日 ■共同住宅等で階数*2が10以下/交付決定～ 2024年7月15日 ■共同住宅等で階数*2が11以上/交付決定～ 2025年5月31日
11	2022/04/28	P9	追加	1-12 事業予算 (追記) 600億円(令和4年度予備費等)
12	2022/04/28	P15	追加	第2章 補助対象の詳細 c)一定の省エネ性能を有する住宅 (追記) ※2022年6月30日までに不動産売買契約を締結したものに限る※
13	2022/04/28	P17	修正	2-4 補助対象期間 不動産売買契約*1 (修正前) 2021年11月26日～交付申請 まで(遅くとも2023年10月31日) (修正後) 2021年11月26日～交付申請 まで(遅くとも 2023年3月31日) 基礎工事の完了(工事の出来高) (修正前) 建築着工～交付申請 まで(遅くとも2022年10月31日) (修正後) 建築着工～交付申請 まで(遅くとも 2023年3月31日)
14	2022/04/28	P17	修正	2-4 補助対象期間 【補足】 □完了報告について (修正前) ●戸建住宅 : 交付決定～2023年5月31日 ●共同住宅等(階数が10以下) : 交付決定～2024年2月15日 ●共同住宅等(階数が11以上) : 交付決定～2024年12月31日 (修正後) ●戸建住宅 : 交付決定～ 2023年10月31日 ●共同住宅等(階数が10以下) : 交付決定～ 2024年7月15日 ●共同住宅等(階数が11以上) : 交付決定～ 2025年5月31日

No	更新日	更新 ページ	更新内容	
15	2022/04/28	P17	追記	2-4 補助対象期間 【補足】 不動産売買契約*1 交付申請期限*2 (追記) *1 「一定の省エネ性能を有する住宅」については2022年6月30日までに不動産売買 契約を締結したものに限り *2 遅くとも2023年3月31日
16	2022/04/28	P17	修正	2-4 補助対象期間 【補足】 パターン③ (修正前) 1年以内 (修正後) 1年超 ↑ ※完成から1年超となるため不可
17	2022/04/28	P18	削除	2-5 その他 ③経理書類の保管 (削除) (2028年3月31日まで)
18	2022/04/28	P20	修正	第3章 申請方法 (修正前) [例：2022年度以降に工事が完了し、完了報告を行う場合] ※振込は2022年度末 *1 2022年度内に工事が完了し、完了報告を行う場合は、2022年度末又は完了報告 の審査完了のいずれか早い方で振込を行います。 (修正後) [例：2022年10月末までに交付申請を行い、2022年度以降に工事が完了し、完了報告 を行う場合] ※原則、2022年10月末までに 交付申請を行う場合、2022年度末*1 2022年11月以降に 交付申請を行う場合、2023年度末*1 *1 工事が完了し、これらの年度末以前に完了報告の提出を行う場合、当該完了報告 の審査完了後に振込を行います。
19	2022/04/28	P23	修正	3-4 交付申請の予約 ※任意※ (修正前) ①交付申請の予約期間 2022年3月28日～遅くとも2022年9月30日 ③予約の有効期限 c) 2022年10月31日 (修正後) ①交付申請の予約期間 2022年3月28日～遅くとも2023年2月28日 ③予約の有効期限 c) 2023年3月31日
20	2022/04/28	P25	修正	3-6 交付申請 ①交付申請の期間 (修正前) 2022年3月28日～遅くとも2022年10月31日 (修正後) 2022年3月28日～遅くとも2023年3月31日

No	更新日	更新ページ	更新内容		
21	2022/04/28	P26	修正	3-8 補助金の確定・交付	
				(修正前) いずれか早い方 2022年度末 (2023年3月末ごろ振込) 完了報告の提出 (当月20日締、翌月末支払い予定)	交付された補助金は原則、建築代金の最終支払の一部に充当することで建築主に還元します。それまでの間、建築事業者が留保する必要があります。
22	2022/04/28	P27	修正	(修正後) いずれか早い方 ・2022年10月末までに交付申請を行う場合、2022年度末 (2023年3月末ごろ振込) ・2022年11月以降に交付申請を行う場合、2023年度末 (2024年3月末ごろ振込) 完了報告の審査完了 (当月20日締、翌月末支払い予定)	交付された補助金は原則、建築代金の最終支払の一部に充当することで建築主に還元します。それまでの間、建築事業者が留保する必要があります。
				3-9 完了報告 ①完了報告の期間 (修正前) ■戸建住宅 : 交付決定 ~ 2023年5月31日 ■共同住宅等(階数が10以下) : 交付決定 ~ 2024年2月15日 ■共同住宅等(階数が11以上) : 交付決定 ~ 2024年12月31日 (修正後) ■戸建住宅 : 交付決定 ~ 2023年10月31日 ■共同住宅等(階数が10以下) : 交付決定 ~ 2024年7月15日 ■共同住宅等(階数が11以上) : 交付決定 ~ 2025年5月31日	
23	2022/04/28	P27	修正	3-10 書類の保管	
				(修正前) 交付申請者である販売事業者は、本事業の関連書類について、2028年3月31日（本事業の終了から5年間）まで以下の書類について保管が必要です。（本事業は、会計検査院による検査の対象となる場合があります。書類の保管はデータでも構いませんが、検査の際に出力を求められることがあります。） (修正後) 交付申請者である販売事業者は、本事業の関連書類について、本補助金の交付を受けた年度終了後5年間、以下の書類について保管が必要です。（本事業は、会計検査院による検査の対象となる場合があります。書類の保管はデータでも構いませんが、検査の際に出力を求められることがあります。）	
24	2022/04/28	P37	削除	㊦こどもみらい住宅支援事業対象住宅証明書 (削除) 指定書式	